



島根県報

令和8年10月16日（金）

第 7 6 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（ 〃 ）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事 業者の指定	（ 〃 ）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定	（ 〃 ）	4
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の 業務を行う事務所の所在地の変更	（建 築 住 宅 課）	4

【特定調達公告】

島根県立中央病院における医薬品の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	5
----------------------------------	---------	---

【公安規則】

放置車両の確認事務の委託の手續等に関する細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	6
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規 則	（ 〃 ）	7

告 示**島根県告示第572号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和8年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 E. G. F	訪問介護	ヘルパーステーションいわみ	益田市染羽町1番27号	令和8年10月1日
	通所介護	デイサービスいわみ		

島根県告示第573号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和8年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ウエルファ株式会社	特定施設入居者生活介護	特定施設入所者生活介護 ふる郷	邑智郡邑南町下田所1083-1	令和8年9月30日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第574号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和8年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社フォルテ	特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護 ふる郷	邑智郡邑南町下田所1083-1	令和8年10月1日
	介護予防特定施設入居者生活介護			

島根県告示第575号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和 8 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
三浦 重禎	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原 4 丁目 1 - 1	令和 8 年 9 月30日

島根県告示第576号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 8 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町松笠2272-1・2273-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第577号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和 8 年10月16日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町上田所2233-1、2239-4

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上田所2233-1・2239-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第578号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年10月16日

島根県知事 丸山達也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町長谷1141

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第579号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年10月16日

島根県知事 丸山達也

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月 日
		変 更 前	変 更 後	
株式会社 建築構造 センター	東京都新 宿区新宿 一丁目8 番1号	島根県松江市中原町6番地	島根県松江市中原町6番地	令和8年 11月2日
		東京都新宿区新宿一丁目8番1号	東京都新宿区新宿一丁目8番1号	
		宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	
		福島県郡山市中町11番5号	福島県郡山市中町11番5号	
		群馬県高崎市八島町262番地	群馬県高崎市八島町262番地	
		埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2	

番 3 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6 号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番 2 号 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪府大阪市中央区南本町三丁目 4 番 15号 岡山県岡山市北区内山下一丁目 3 番19 号 広島県広島市中区八丁堀15番 6 号 香川県高松市亀井町 2 番 1 号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 7 番22号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番10号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号	番 3 号 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番 3 号 神奈川県横浜市西区高島二丁目12番 6 号 長野県長野市南県町1082番地 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番 2 号 三重県四日市市浜田町12番18号 大阪府大阪市中央区南本町三丁目 4 番 15号 岡山県岡山市北区磨屋町 3 番10号 広島県広島市中区八丁堀15番 6 号 香川県高松市亀井町 2 番 1 号 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目 7 番22号 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目 5 番10号 長崎県長崎市万才町 3 番 4 号 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 沖縄県浦添市牧港五丁目 6 番 8 号
--	--

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年10月16日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- (1) キイトルーダ点滴静注100mg、100mg 4 ml 1 瓶、968瓶
- (2) オブジーボ点滴静注240mg、240mg24ml 1 瓶、488瓶
- (3) ユルトミリスH I 点滴静注1100mg／11ml、1100mg11ml 1 瓶、57瓶
- (4) アムヴトラ皮下注25mgシリンジ、0.5ml 1 シリンジ、14箱
- (5) オルツビーオ静注用4000、4000国際単位 1 瓶、114瓶
- (6) イミフィンジ点滴静注500mg、500mg10ml 1 瓶、272瓶
- (7) ポライビー点滴静注用30mg、30mg 1 瓶、272瓶
- (8) アジンマ静注用1500、1500国際単位 1 瓶、52瓶
- (9) ダラキューロ配合皮下注、15ml 1 瓶、152瓶
- (10) サイラムザ点滴静注液500mg、500mg50ml 1 瓶、168瓶
- (11) オビザー静注用500、500単位 1 瓶、213瓶
- (12) テセントリク点滴静注1200mg、1200mg20ml 1 瓶、88瓶

- (13) イムデトラ点滴静注用10mg、10mg 1 瓶安定化液付、31瓶
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 9 月18日
- 4 落札者の氏名、住所及び落札金額
- (1) 1 の(1)の医薬品
㈱エバルス営業本部島根東支店出雲営業所 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番 1 177,080円／瓶
- (2) 1 の(2)の医薬品
㈱セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩冶神前一丁目 8 番 6 号 275,180円／瓶
- (3) 1 の(3)の医薬品
㈱セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩冶神前一丁目 8 番 6 号 2,176,015円／瓶
- (4) 1 の(4)の医薬品
㈱サンキ出雲支店 支店長 山本 健 島根県出雲市浜町96番地 1 6,089,079円／瓶
- (5) 1 の(5)の医薬品
ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地 1 706,197円／瓶
- (6) 1 の(6)の医薬品
ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地 1 251,756円／瓶
- (7) 1 の(7)の医薬品
ティーエスアルフレッサ㈱出雲支店 支店長 橋本 信介 島根県出雲市浜町218番地 1 226,292円／瓶
- (8) 1 の(8)の医薬品
㈱エバルス営業本部島根東支店出雲営業所 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番 1 1,060,768円／箱
- (9) 1 の(9)の医薬品
㈱セイエル出雲営業所 所長 石倉 正行 島根県出雲市塩冶神前一丁目 8 番 6 号 362,734円／瓶
- (10) 1 の(10)の医薬品
㈱エバルス営業本部島根東支店出雲営業所 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番 1 313,585円／瓶
- (11) 1 の(11)の医薬品
㈱エバルス営業本部島根東支店出雲営業所 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番 1 239,242円／瓶
- (12) 1 の(12)の医薬品
㈱エバルス営業本部島根東支店出雲営業所 支店長 神門 謙雄 島根県出雲市塩冶町1563番 1 502,398円／瓶
- (13) 1 の(13)の医薬品
㈱サンキ出雲支店 支店長 山本 健 島根県出雲市浜町96番地 1 1,224,038円／瓶
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 特例公告を行った日
令和 8 年 8 月14日

公 安 委 員 会 規 則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月16日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

島根県公安委員会規則第10号

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

放置車両の確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年島根県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号及び様式第14号中

「

本 籍	
住 所	〒 ー 都道府県 電 話 （ ） ー （自宅・携帯）

を

」

「

住 所	〒 ー 都道府県 電 話 （ ） ー （自宅・携帯）
-----	-------------------------------

に 改 め

」

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月16日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

島根県公安委員会規則第11号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項の次に次のように加える。

第26条の3第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）	自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の作成又は変更に関する意見の提出
第26条の3第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）	自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の受理
第26条の4第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）	自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定又は同計画の変更の認定に関する意見の提出

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部第27条の2第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の2第4項（同条第6項）」を「第27条の2第6項（同条第8項）」に改め、同部第27条の2第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の2第5項（同条第6項）」を「第27条の2第7項（同条第8項）」に改める。

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の部中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令」を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画等の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。